

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の一部改定に伴う、「男女共同参画せんだいプラン 2021」目標値の変更について

## 1 特定事業主行動計画の改定概要

市男性職員の育児休業取得率について、政府目標が引上げとなったことや、市における取得実績の推移等を踏まえ、以下のとおり目標値が改定された。

＜男性職員の育児休業取得率の目標値＞

目標達成年度	改定前	改定後			
	任命権者合算	市長部局等※1	教育局	消防局	企業局※2
R6 年度	35%以上	85%以上 (1週間以上)	50%以上	50%以上	50%以上

※1 市長部局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局の合計

※2 水道局、交通局、ガス局及び市立病院の合計

## 2 「男女共同参画せんだいプラン 2021」（以下、「本プラン」という。）における対応（案）

市男性職員の育児休業取得率については、本プランにおいて成果目標の一つとして位置づけられており、上記特定事業主行動計画の目標値を設定根拠としている。

この度、設定根拠の目標値が計画期間中に変更されたことから、本プランの成果目標についても下記のとおり変更するもの。

＜本プラン基本目標6 成果目標「市役所における男性職員の育児休業取得率」の目標値＞

目標達成年度	現行	改定後			
	任命権者合算	市長部局等※1	教育局	消防局	企業局※2
R6 年度	35%以上	85%以上 (1週間以上)	50%以上	50%以上	50%以上

※1 市長部局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局の合計

※2 水道局、交通局、ガス局及び市立病院の合計